

田原市海上交通事業者利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市内に営業所を有する海上交通事業者（以下「海上交通事業者」という。）に対して田原市海上交通事業者利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰等の影響による経営的負担を緩和するとともに、田原市民の海上交通利用を促進し、もって本市の観光振興にとって欠くことのできない移動手段である海上交通網の維持に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、海上交通事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が田原市民を対象として行う、当該補助対象者が提供する海上交通サービスの往復利用時の運賃の半額に相当する額を割引する事業とする。

(補助金額)

第4条 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、補助対象事業において割り引いた運賃に相当する額とする。ただし、補助額は予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田原市海上交通事業者利用促進補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは田原市海上交通事業者利用促進補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、不交付を決定したときは田原市海上交通事業者利用促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに田原市海上交通事業者利用促進補助金交付申請変更（中止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

- 2 交付決定者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定の内容の変更又は中止を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により変更又は中止を決定したときは、田原市海上交通事業者利用促進補助金交付決定変更（中止）通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに田原市海上交通事業者利用促進補助金事業実績報告書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金額を確定し、田原市海上交通事業者利用促進補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金額の請求及び交付）

第9条 交付決定者は、前条の通知書を受けた日から起算して15日以内に田原市海上交通事業者利用促進補助金請求書（様式第8号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法令等及び本要綱の定めに違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により交付を受けたとき。
- (3) 第6条第1項の届出を行わずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、田原市海上交通事業者利用促進補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた者は、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）の定めるところによる。

2 この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

田原市海上交通事業者利用促進補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
社名
代表者名

田原市海上交通事業者利用促進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業実施航路名及び内容
- 4 事業予定期間 着手： 年 月 日
完了： 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

田原市海上交通事業者利用促進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で申請のあった田原市海上交通事業者利用促進補助金については、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式第3号 (第5条関係)

田原市海上交通事業者利用促進補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で申請のあった田原市海上交通事業者利用促進補助金については、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

様式第4号（第6条関係）

田原市海上交通事業者利用促進補助金交付申請変更（中止）届

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
社名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた田原市海上交通事業者利用促進補助金について、下記のとおり変更等をしたので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

田原市海上交通事業者利用促進補助金交付決定変更（中止）通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で届出のあった田原市海上交通事業者利用促進補助金について、
下記のとおり変更等を行うことに決定しましたので通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円

4 補助金の交付条件の変更

様式第6号（第7条関係）

田原市海上交通事業者利用促進補助金事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
社名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた田原市海上交通事業者利用促進補助金について、事業が完了しましたので下記により報告します。

記

1 補助事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

2 補助事業の実績及び効果

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第7号（第8条関係）

田原市海上交通事業者利用促進補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付で実績報告のあった田原市海上交通事業者利用促進補助金の交付について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

田原市海上交通事業者利用促進補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
社名
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知を受けた田原市海上交通事業者利用促進補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 補助金の振込先

振込先 金融機関	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店
	預金の種類 及び番号	普通 預金 口座番号 当座	
	口座名		

(注) 口座名はカタカナで記入し、濁点、半濁点は1字として記入してください。

様式第9号（第11条関係）

田原市海上交通事業者利用促進補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



田原市海上交通事業者利用促進補助金の交付決定について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

事業の名称	
交付決定額	円
交付決定通知	年 月 日 第 号
取消し年月日	年 月 日
取消し内容	
取消し理由	